

幼児期の特別支援教育

2015. 12. 16
 聖学院大学 金谷京子

幼稚園の特徴：発達が未熟で、個人差が大きい年齢期の幼児が通うところ。
 園によって保育形態が多様であり、幅がある。また、具体的な活動内容は園の裁量に任されている。特別支援教育の様態も異なり、特別な配慮を必要とする幼児については、他の幼児と一緒に保育が実施されている。

現状と課題	考えられる対応
<p>1. 早期発見、早期支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達が未熟で個々の成長の幅が大きい年齢期であるため、<u>アセスメントが難しい</u>。 ・幼稚園入園当初から支援を開始するために入園前の情報として乳幼児健診の情報が入手できるとよいが、個人情報の問題があり、園が依頼しても健診実施機関からは断られることが多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別支援教育コーディネーターを中心とした支援体制の確立等の観点や役割を明確にしていく必要がある。 ・気になる幼児の課題を総合的観点からアセスメントし、継続的にフォローアップしていくための視点を整理すること。その際、集団の育ちを大切にしながら個の関係性を大切にクラス経営のできる保育者の専門性が必要。 ・園内委員会、特別支援教育コーディネーターの指名・配置。心理士などの専門職の配置。 ・保健・医療機関との連携 ・早期支援コーディネーターの活用 ・支援手帳の活用
<p>2. 保護者の障害理解と園との共通理解</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼いだけに、未熟さに原因を帰属させる保護者が多い。 ・障害によっては刺激の差により、幼児の園の集団生活における行動と家庭での行動との違いが生じているために保護者が理解しにくいケースがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 園と家庭との連携強化の観点から、幼稚園における子育ての支援等について、具体的な留意事項の在り方等について検討を行う必要がある。 ・保育者の「発達」や「障害」のとらえ方に関する専門性の向上→研修による研鑽や派遣された専門家の助言の活用 ・保護者に園での実態を把握するシステムの構築→公開保育、観察日の設定。家庭での様子を知る手立て→家庭訪問、連絡帳・インターネット（動画を

<p>3. 保育の中での合理的配慮等の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育及び合理的配慮を保育の中でどのように扱ってよいかわからない保育者がいる。 ・幼稚園教育要領では、幼稚園教育は環境を通して行う教育を実施すること、幼児は遊びを通して学ぶことが記されており、教育課程や保育内容の自由度が比較的高い。そのため、合理的配慮や保育のユニバーサルデザイン化はしやすいと考えられる。 <p>4. 保育者等の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者手帳を有する幼児やグレーゾーンの幼児が在籍していることが考えられる。幼児期は生活習慣の確立も保育の内容に含まれ、保育者がかかわることが必要な時期であるが、クラス担任だけでは十分な対応ができない園が多い。 <p>5. 個別の教育支援計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校に比べると作成率は低い。 ・計画の立て方がわからない、形式的作成に終わるケースもある。 	<p>含む) の活用等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者とのコミュニケーションの取り方の工夫 <p>○ 幼稚園の教員等の研修をはじめとした教員等の資質能力の向上、幼児教育における推進体制の充実などの条件整備が求められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育者養成・新規採用教員研修の段階から特別支援教育への理解を深める学習が必要。子どもの行動文脈に沿った支援の方法を学ぶことが重要。 ・対象児と他児集団との関係性に配慮しながら保育を進める。クールダウンが必要な幼児、個別に落ち着いた時間での対応が必要な幼児には、場と時間の工夫が求められるが、最終的にはクラスとともに活動していくことができるように指導計画を立てることに留意すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・クラス担任を持たない教員の配置、クラス人数の少人数化が求められる。 ・クラス担任1人が抱え込まないように園全体での支援体制が必要。複数担任の場合は、連携に注意が必要。 <ul style="list-style-type: none"> ・長期的・短期的それぞれの視点から計画を園全体、保護者との相談で立てていく。 ・計画は、園全体で情報を共有しながら支援にあたる手段であり、幼小移行支援のツールにもなり得る。立てることが目的化してはならない。幼児期の場合は更新時期を短めにするなどの留意が必要である。
--	---

<p>6. 外部専門家（巡回相談等）の活用</p> <p>保育巡回相談の実施主体が多種で、中には保育を知らない相談員が特別支援教育の視点だけに特化して保育の現状にそぐわない指導を行い、保育者に無理を言って帰るケースがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・巡回相談の回数が少なく、フォローアップが不十分。 	<ul style="list-style-type: none"> ・巡回相談員の質の向上。特に、保育について学ぶ研修の実施。 ・巡回相談の回数増加。
--	--

（幼児期の特別支援教育の目標）

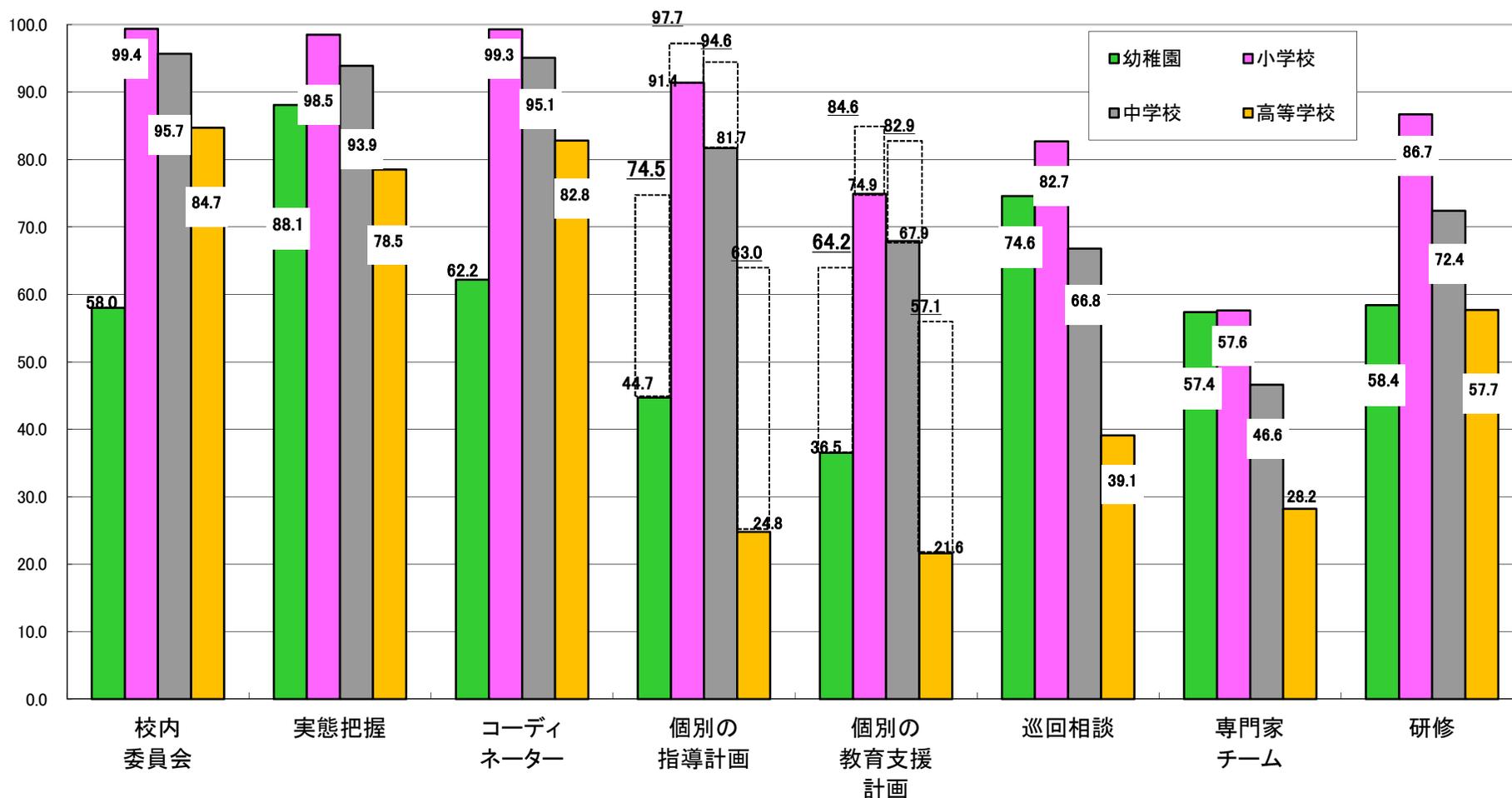
1. 「共に育ち合う」インクルーシブ教育システムの理念の実現を目指す。
 個と集団の関係性を大切にしながらクラス運営の中で障害のある幼児をどう育てるかを考えていく。合理的配慮の提供を行うことは特別な幼児を育てることではなく、それぞれの違いを認め合いながら共に学び育つ集団形成を目指すものにとらえたい。
2. 将来の発達の可能性を前提に、長期的展望のもとに見守りをしながら、小学校教育への円滑な移行支援及び保護者の子育て支援をしていく。

学校における支援体制の整備状況・課題

文部科学省「特別支援教育体制整備状況調査」より

●小・中学校に比べ、幼稚園・高等学校の体制整備は課題である。

国公私立計・幼小中高別・項目別実施率－全国集計グラフ(平成25年度)

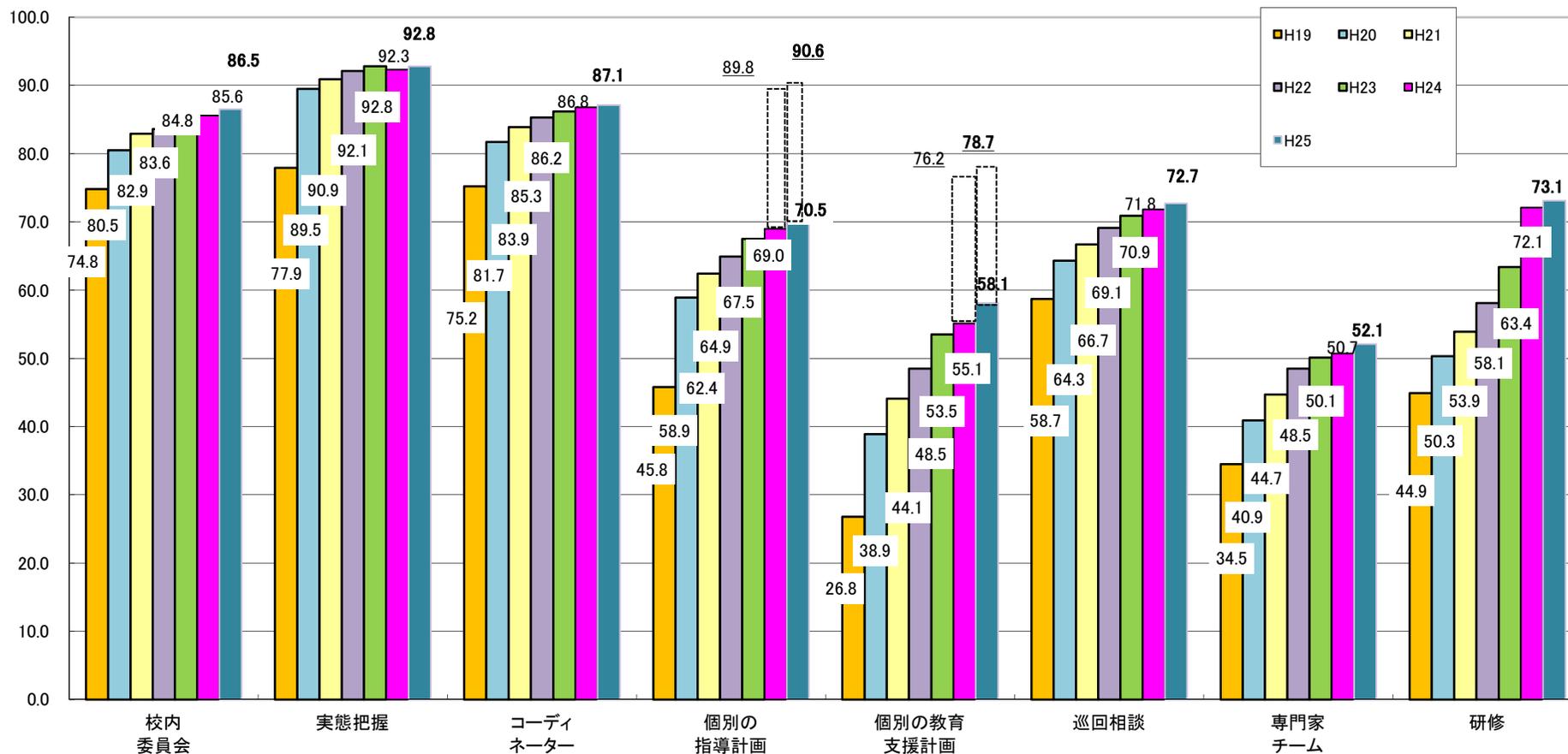


※点線箇所は、作成する必要がある該当者がいない学校数を調査対象校数から引いた場合の作成率を示す。

学校における支援体制の整備状況・課題

●全体として体制整備が進んでいる状況がうかがえる。

国公立計・幼小中高計・項目別実施率－全国集計グラフ(平成19～25年度)



※点線箇所は、作成する必要がある該当者がいない学校数を調査対象校数から引いた場合の作成率を示す。